

令和 6 年度指導監査の結果概要

1 指導監査

(1) 実施状況

社会福祉法人に対する指導監査は、社会福祉法及び関係通知に基づき、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図ることを目的に実施します。

令和 6 年度の指導監査は、松阪市が所轄庁となる社会福祉法人全 28 法人のうち、10 法人への指導監査を実施しました。

(2) 令和 6 年度指導監査実施方針の着眼事項

1 法人運営関係

- (1) 法人の評議員会は、平成 28 年の法改正により、法人の議決機関として必置とされたことから、招集や運営等が関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 同改正により、社会福祉充実計画の策定が必要とされた場合、計画が着実に実施されているか。
- (3) 法人の理事会は、その運営の適否を左右する最も重要な機関であることから、定款の定めに従って適正な運営がなされ、要議決事項について実質的な審議が行われているか。
- (4) 法人の公共性及び公益性を確保するとともに、その適正な運営がなされるよう、法人の役員及び評議員の選任に際し、暴力団員等欠格事由に該当する者が選任されていないか、また、親族等の特殊の関係にある者が関係法令等に定める数を超えて就任していないか。
- (5) 地域の福祉需要や環境、防犯、防災を含む生活課題の把握に努め、法人の有する機能を活用した先駆的、開拓的な地域貢献など、多様な機関との連携、協働による地域で支え合う公益的な取組みを積極的に推進しているか。
特に地域の防災拠点として、市町から福祉避難所の指定を受けるとともに、市町や他の社会福祉法人等と災害応援協定を締結するなど、災害時における要援護者及び地域住民に対する支援体制の構築に努めているか。
- (6) 法人の監事は、監査機関として法人の業務執行及び会計の適正を確保すべき機関であることから、関係法令等に定める要件を満たす者から選任され、法第 45 条の 18 に定める職務を行うに当たって、その独立性及び実効性が確保されているか。
- (7) 法人運営において、自己評価を行うとともに、第三者評価事業や外部監査を積極的に活用することなどによる、客観的な評価に基づいて、良質かつ適切な法人運営に努めているか。
- (8) 社会福祉協議会にあっては、評議員会が法人の重要な事項について議決する機関としての機能を果たさず、形骸化したものとなっていないか。
- (9) 法人運営に関する透明性を高めるため、法人の定款、業務内容、財務等に関する情報はじめ役員及び評議員の氏名、役職、役員報酬基準等の情報について、会報への掲載や事務所内での閲覧、インターネット（社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム）を活用して公表しているか。

2 会計経理関係

- (1) 会計責任者と出納職員の兼務を避け、内部けん制体制が確立されているとともに、会計

諸帳簿等を整備し、適正かつ明確な会計事務処理が行われているか。

また、必要に応じ適宜監事に諸帳簿等を検査させるなどの内部体制が整備されているか。

(2) 計算書類及び財産目録に計上している預貯金等の資産が実在しているか。当該検証は原本（通帳、証書等）により確認する。

(3) 運営費の管理については、銀行等への預貯金等安全確実な方法によっているか。

(4) 法人理事長等が社会福祉法人以外の事業を営んでいる場合、資金が混同されていないか。

(5) 物品の購入等については、競争入札や複数業者からの見積合わせ、市場価格調査等により適正に行われているか。

特に、契約手続きについては、合理的な理由がないままに競争入札を行わず、随意契約を結ぶなど、不適切な処理が行われていないか。

(6) 利用者負担金等の現金の取扱いにあたっては、施設長又は会計責任者が日々の現金と出納帳との照合を行うなど、現金管理体制が確立されているか。

(7) 施設長等施設の幹部職員の給与が、当該施設の給与水準に比較して極めて多額なものとなっており、長期的に安定した施設運営を確保する上で問題はないか。役員関係者へ特別な利益を供与していないか。

(3) 主な指摘内容

【 法人運営関係 】

- ・各細則、規程等について、社会福祉法（現行法）及び定款との整合を図ること。
- ・監事の選任に関する議案について、監事の過半数の同意を得よう同意書を徴すること。
- ・定時評議員会の開催日が、決算承認を行った理事会開催日から 2 週間の間隔を空けること。
- ・評議員会の日時・場所及び議案等について、理事会で決議すること。
- ・理事長及び業務執行理事は、自己の職務の執行状況を理事会で報告すること。
- ・定款と法人登記（履歴事項全部証明書）については、事業を一致させること。
- ・理事長の登記は選定後 2 週間以内に行うこと。

【 会計経理関係 】

- ・経理規程の内容は、法令又は通知に準ずること。
- ・経理規程について、改正後の社会福祉法人会計基準省令との整合を図ること。
- ・退職給付引当金の計上は、法人の退職制度に基づく引当金の額とすること。
- ・経理規程に基づき、拠点区分間における内部取引は相殺消去を行うこと。
- ・計算書類については、社会福祉法人会計基準省令で示す勘定科目で仕分を行うこと。
- ・経理規程に基づき、予算事由に変更が生じた場合は、理事会の承認を得ること。
- ・経理規程に基づき、工事・物品購入等の契約行為は適正な手順で行うこと。

(4) 評価基準

① 文書指摘

法令又は通知等の違反が認められる場合、前回の指導監査で口頭指摘した事項について正当な理由なく改善を怠っていた場合に行います。文書による通知を行い、概ね 60 日以内の期限を付して改善報告を求めます。また、所轄庁が必要と認める場合には、法人における改善状況の確認のため実地において調査を行います。

② 口頭指摘

違反の程度が軽微である場合または、違反について文書指摘の指導を行わずとも改善が見込まれる場合に行います。口頭指摘であることを明示した上で文書による通知を行い、改善状況を次回の指導監査等で確認します。

③ 助言

法令又は通知等の違反が認められない場合でも、社会福祉法人等の運営の向上に資すると考えられる事項についての助言を行います。

(5) 指摘項目別状況（文書指摘・口頭指摘・助言）

| 指 摘 項 目 | 指 摘 事 項 | | | |
|-----------------------|---------|------|-----|-----|
| | 文書指摘 | 口頭指摘 | 助 言 | 計 |
| I 法人運営 | 11 | 28 | 5 | 44 |
| 1 定款 | 5 | 8 | 1 | 14 |
| 2 内部管理体制 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 3 評議員・評議員会 | 3 | 8 | 2 | 13 |
| 4 理事 | 0 | 5 | 1 | 6 |
| 5 監事 | 1 | 4 | 0 | 5 |
| 6 理事会 | 2 | 3 | 1 | 6 |
| 7 会計監査人 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 8 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| II 事業 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 1 一般事業 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2 社会福祉事業 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 3 公益事業 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 4 収益事業 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| III 管理 | 14 | 38 | 4 | 56 |
| 1 人事管理 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2 資産管理 | 0 | 3 | 0 | 4 |
| 3 会計管理 | 12 | 23 | 1 | 35 |
| 4 その他 | 2 | 12 | 3 | 17 |
| 全 項 目 | 25 | 66 | 9 | 100 |
| 法人運営に関する件数 | 13 | 34 | 5 | 53 |
| 会計経理に関する件数 | 12 | 32 | 4 | 47 |

2 確認検査

指導監査において指摘した事項について継続的な指導や検査を行い、法人に自主的な改善を求めています。令和6年度は、前年に指導監査を実施した7法人のうち、文書での指摘事項があった6法人に対して確認検査を実施しました。

3 特別監査

法人運営や会計経理に不正等があったと疑われる場合や、度重なる指導にもかかわらず改善されない場合には、随時特別監査等を実施しています。

令和6年度は、特別監査を行うに至る法人はありませんでした。